

下記の業務委託について、一般競争入札を行いますので、磐田市契約規則(平成17年磐田市規則第32号)第8条の規定に基づき公告します。

令和6年10月31日

中遠広域事務組合  
管理者 磐田市長 草地 博昭(公印省略)

#### 記

- 1 入札執行者 中遠広域事務組合  
管理者 磐田市長 草地 博昭
- 2 入札に付する事項
  - (1) 入札番号 第26号
  - (2) 件名 令和6年度 中遠広域一般廃棄物最終処分場(宇刈)  
急速ろ過装置 濾過材取替業務委託
  - (3) 履行場所 袋井市宇刈3112-1 中遠広域一般廃棄物最終処分場(宇刈)
  - (4) 業務内容 仕様書のとおり
  - (5) 履行期間 契約日の翌日から令和7年3月31日まで

#### 3 予定価格(税込み)

当該入札において落札者が決定された後、速やかに公表するものとする。

#### 4 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

磐田市における物品製造等競争入札参加資格の認定を受けている者のうち、次に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 磐田市物品製造等に係る入札参加停止等措置要綱(平成22年告示第55号)に基づく入札参加停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 磐田市発注公共工事等に係る暴力団排除措置要綱(平成25年告示第72号)に基づく入札排除措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 静岡県内に主たる営業所または営業所を有する者であること。
- (5) (4)の営業所が、磐田市の物品製造等入札参加資格者名簿に契約事業所として登録されている者であること。

- (6) 令和6年度の磐田市物品製造等入札参加資格者名簿にある36工業薬品・試薬のうち1工業薬品・試薬に登録されている者であること。
- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てが成されている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)または、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てが成されている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (8) 過去(平成30年度以降)に、静岡県内の最終処分場もしくは上下水道施設において、同種業務の履行実績がある者であること。

## 5 仕様書等の閲覧および貸出

- (1) 閲覧および貸出期間(データ取得)

令和6年10月31日(木)から令和6年11月11日(月)まで

- (2) 閲覧および貸出場所

以下の箇所にて閲覧および貸出しを行う。

- ・中遠広域事務組合ホームページ(指定箇所よりダウンロードすること)  
(トップページアドレス <https://www.chuen.net/>)

## 6 入札参加資格の確認等

- (1) 本入札の参加希望者は、次により入札参加資格確認申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。この場合において、参加資格の確認基準日は申請書の提出期限とする。ただし、提出期限までに申請書を提出しない者、または入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。

### ①提出期間

令和6年10月31日(木)から令和6年11月11日(月)まで(土曜日、日曜日、祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

### ②提出場所

中遠広域事務組合 管理課 (連絡先: 0538 - 37 - 4854)

### ③提出方法

本入札の参加希望者は、中遠広域事務組合ホームページからダウンロードした申請書(様式第1号を使用)を使用し、必要事項を記載の上、申請書を①の提出期間内に、②の提出場所へ提出すること。(電子メール、ファクシミリによる提出は認めない。)

- (2) 入札参加資格の有無に関しては、入札参加資格確認結果通知書(様式第2号)を令和6年11月13日(水)午後5時までにファクシミリで、本入札の参加希望者全員に通知する。本入札の参加希望者は、通知を受信した旨を令和6年11月14日(木)午後5時までに(1)②の提出場所へ電話連絡を必ずすること。
- (3) (2)において入札参加資格無しと通知された者は、その資格無しの理由について令和

6年11月14日（木）午後5時までに文書にて説明を求めることができるものとする。ただし、説明請求の文書を(1)②の提出場所へ提出すること。

- (4) (3)により説明を求められた場合、説明を求めてきた者に対し令和6年11月15日（金）午後5時までに文書にて回答をする。ただし、説明を求められた後、入札参加資格有りと判断された者については、令和6年11月14日（木）午後5時までに文書で入札参加資格確認結果通知書を交付する。通知を受信したものは、受信した旨を令和6年11月15日（金）午後5時までに(1)②の提出場所へ電話により必ず連絡すること。

(5) 資料の作成（必須）

4(8)に基づく資料は、次により作成すること。

① 同種業務の施行実績

ア 同種業務の施行実績は、同種業務の施行実績（様式第4号）により作成すること。

イ 履行が完了しているもの、または契約期間中で現在履行中のものに限り記載すること。

ウ 同種業務の施行実績は、複数記載することができる。

② 契約書の写し

(5) ①の同種業務の施行実績として記載した業務に係る契約書及び仕様書（業務内容のわかる部分の写し、その他業務内容が確認できる資料を提出すること。）

(6) その他

①申請書の作成および申込みに係る費用は、提出者の負担とする。

②申請書に用いる言語は、日本語とする。

③入札執行者は、提出された申請書を入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

④提出期限後における申請書の差し替えおよび再提出は認めない。

⑤提出された申請書は、返却しない。

⑥提出された申請書は、公表しない。

7 仕様書等に対する質問

- (1) 本公告文および仕様書等に対する質問がある場合においては、次に従い質問(回答)書により説明要求すること。

①提出方法

文書により7(1)③の受付場所へ提出すること。

なお、質問(回答)書は、中遠広域事務組合ホームページに掲載される指定の様式を使用すること。(電子メール、ファクシミリによる提出は認めない。)

② 受付期間

令和6年10月31日（木）から令和6年11月11日（月）まで(土曜日、日曜

日、祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

③受付場所

中遠広域事務組合 管理課

(2) (1)の質問に対する回答書は、当該入札参加資格を有する者全員へ次によりファクシミリで送信する。

①回答期日

令和6年11月14日(木)午後5時まで

②送信元

中遠広域事務組合 管理課

③当該入札参加資格を有する者は、回答書をファクシミリで受信後速やかに受信した旨を送信元へ必ず連絡すること。(連絡先:0538-37-4854)

8 入札方法、入札執行の日時および場所等

(1) 入札書提出期日

令和6年11月21日(木)午後5時必着(郵便による入札)

※郵便は書留郵便により送付してください。(持参による提出も可)

(2) 入札執行開始時刻

令和6年11月21日(木)午後5時

(3) 入札書の送付先

磐田市新貝59-1 中遠広域事務組合

(4) 調査基準価格及び最低制限価格の有無

無

(5) 入札方法に係る事項

①落札決定に当たっては、仕様書に示した条件に対して入札者が金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とする。入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

②開札の結果、最安価を提示した事業者が複数あった場合については、その事業者に改めて連絡をしたうえで、くじ引きとする。

③開札の結果、予定価格に達した価格の入札がないときは、再度入札を行う。

その場合は、参加が可能な者へ初回の最低応札額、入札書等の送付先及び提出期限を通知する。

④電子メール、ファクシミリによる入札は認めない。

⑤郵便入札に要する経費については、すべて入札参加者の負担とする。

⑥入札に参加しようとする者が1者の場合においても、入札を執行する。

## 9 入札の無効

本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者並びに虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。なお、入札参加資格のある旨を確認された者であっても、その資格の確認後から入札時点において、4に掲げる資格がなくなった者のした入札は無効とする。

## 10 入札心得を示す場所

中遠広域事務組合ホームページ

## 11 落札者の決定方法

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項および地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項の規定により予定価格以下で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## 12 入札保証金および契約保証金

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 前払金 無

## 13 契約書の作成

契約の締結に当っては、契約書を作成しなければならない。

## 14 その他

- (1) 入札参加者は、入札心得を熟読し、遵守すること。
- (2) 契約手続きにおいて使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨に限る。
- (3) 本契約の履行に用いる計量単位は、仕様書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51条）の定めるところによる。
- (4) 本契約の期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによる。
- (5) 本契約は、日本国の法令に準拠する。
- (6) 本入札における適用仕様書は、別添仕様書とする。
- (7) 磐田市制限付き一般競争入札実施要綱（平成21年告示第42号）第4条第2項に基づき、入札説明書の交付は行わない。
- (8) その他詳細不明の点については、中遠広域事務組合管理課（〒438-0025 静岡県磐田市新貝59-1 電話番号0538-37-4854）に照会すること。